

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三股町長 木佐貫 辰生

市町村名 (市町村コード)	三股町 (45341)
地域名 (地域内農業集落名)	第4地区 (梶山・田上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当該地域では高齢化が進み、後継ぎがないなどの理由により、農家戸数全体は減少傾向である。
- ・農家戸数の減少に伴い、担い手農家も減少している。ただ、農地面積は減少しないため、担い手農家一人当たりの受入の耕作面積が限界にきている。
- ・山間地域に近接しているため、鳥獣害(イノシシ・サルなど)の被害が毎年出ている。
- ・山手側は農道の幅員が狭く、4t以上の農業用トラックが進入できないため苦勞をしている。
- ・圃場の一筆あたりの面積が小さく、水はけの悪い箇所が多数存在する。農作業の作業効率が悪い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地所有適格法人の新規参入を促し、担い手農家の減少問題を解消する。
- ・農作業の機械化を進め、農作業の効率を高める。
- ・鳥獣害の被害が多数あるため、電柵等で整備を進める。
- ・水田での営農はメリットが少ないため、畑地への転換についての検討も必要。
- ・農道及び圃場に対する基盤整備が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	136 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	136 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、区域内においても農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域としての検討を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針	
<p>①実質化された人・農地プランの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は関係機関と連携を強化し、実質化された人・農地プランの実践に向けた活動を積極的に行う。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員及び関係機関が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、これまでに実施したアンケートによって把握した農地の出し手や受け手の意向を基に、地域の担い手農家への農地の集積・集約化に向けた活動を支援する。 <p>②担い手意向への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介をより一層行う。(担い手同士の農地交換(売買)の仲介等も含む。) ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取り組む。 <p>③農地中間管理機構との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家が行う、農地集積及び集約にあたっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業を中心的なものとして位置づけ積極的に活用する。 ・農業経営基盤強化促進法による貸借の期間満了分については、確実に中間管理事業による貸借へ移行できるよう取り組みを強化する。 ・農地中間管理事業が行う「あっせん売買事業」をより一層積極的に活用し、担い手農家への農地の集積・集約へ向けた取り組みを強化する。 	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	
<p>①担い手農家の農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による、農用地の利用の拡大及び効率化並びに高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理事業を活用する。</p> <p>②担い手農家への農地集積・集約化にあたっては、地区内にて行われた地域計画の取組を基本とし、農業委員会やJA等の関係機関と連携を強化しながら、農地中間管理事業の取り組みを推進する。</p> <p>③人と農地の問題は一体的に解決する必要があることから、多様な担い手の確保・育成、生産振興対策、農地整備等の関連施策と合わせて農地中間管理事業を活用する。</p>	
(3) 基盤整備事業への取組方針	
<p>①旧来より農地の区画は、手作業を想定して造成されているので、区画規模が小さく、不整形なものが多い傾向にある。しかし、近代の機械化に合わせて、農地の区画を整形し、一区画の面積を拡大することで、農業を効率的にできるよう、農地の整備を地域の担い手農家などの意見を踏まえながら積極的に進める。</p> <p>②水田においては、畑作物の栽培を可能にするため、基盤整備による水田汎用化が不可欠となる。水田を乾田化するための方法としては、暗渠排水が効果的と考える。地表排水促進や地下水位の低下などの観点からも、耕作利用率の向上が図れるので、担い手農化を中心に技術指導を積極的に行う。</p> <p>③農地の物性を改良するために、客土・混層耕・床締め・土壌改良などの土壌改良が効果的である。各圃場に合った土壌改良の方法について、関係機関と協議しながら提案していく。</p> <p>④農業用水路からの水供給は、作物の生育上、必要不可欠である。関係機関と密な連絡を取り合いながら、農業用水路の適正な管理に努めていく。</p>	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
<p>①多様な担い手の確保及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の確保と育成に関し、各関係機関との連携を強化しながら進めていく。 ・多様な担い手農家や補完労働力人材確保の取り組みを強化する。 ・家族経営協定の締結を推進するとともに、親元就農者への支援を積極的に行う。 <p>②地域の中心となる農業経営体の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者及び認定新規就農者の育成、支援や農業法人設立及び集落営農組織の育成、支援を各関係機関との連携を強化しながら行う。 ・スマート農業の推進及び啓発活動を行う。 ・地域計画に基づく話し合いの継続及び地域の課題解決に向けた進捗状況の確認し、その内容を各関係機関と共有する。 	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
<p>①作業受託組織と農協等の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金面や営農指導・情報交換などの充実を図る。 <p>②作業委託者と農協等の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業委託者の省力化が図れ、農作業の効率化が進むよう協力体制の構築を図る。 <p>③作業受委託者と地域・集落の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や集落との協調性を保ちつつ、円滑な農業作業が実践される環境を整備する。 	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									